

平成27年3月12日
栄研化学株式会社

「社外取締役の独立性に関する基準」の導入についてのお知らせ

当社は、本日開催の指名委員会において、最良のコーポレートガバナンスを構築し、より一層の監督機能を発揮するための社外取締役の独立性・中立性を確保することを目的として、「社外取締役の独立性に関する基準」を下記のとおり導入することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社の社外取締役が独立性を有していると認められる場合には、以下の何れにも該当してはならない。

1. 法令に定める要件に該当しない者
2. 当社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上または年間1億円の何れか高い方の支払を当社から受けた者）
3. 当社の主要取引先である者（当社の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上の支払または当社の当該年度の連結総資産の2%以上の融資を当社に行っている者）
4. 当社から役員報酬以外に、一定額^{注①}以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家、およびその他の専門家
5. 当社から一定額^{注①}を超える寄付または助成を受けている者
6. 当社大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）
7. 当社の監査法人に属する者
8. 当社の業務執行者^{注②}が他の会社にて社外役員に就いている、または就いていた場合における当該他の会社の業務執行者^{注②}
9. 上記2～6に該当する者が法人・組合等の団体である場合には、当該団体に所属する業務執行者^{注②}
10. 過去3年間において上記2～9の何れかに該当していた者
11. 上記2～10に該当する者が重要な者^{注③}である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

(脚注)

注①：一定額とは、年間1,000万円とする。

注②：業務執行者とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事(外部理事を除く)、その他これらに類する役職者および使用人等の業務を執行する者をいう。

注③：重要な者とは取締役、執行役、執行役員、その他重要な使用人をいう。

以上